

【公開版】

提出年月日	令和2年6月22日 R6
日本原燃株式会社	

M O X 燃 料 加 工 施 設 に お け る
新 規 制 基 準 に 対 す る 適 合 性

安全審査 整理資料

第31条：重大事故等への対処に
必要となる水の供給設備

目 次

1 章 基準適合性

1. 概要

1. 1 重大事故等への対処に必要なとなる水の供給設備

1. 1. 1 第1貯水槽を水源とした場合に用いる設備

1. 1. 2 第1貯水槽へ水を補給するための設備

1. 1. 2. 1 第2貯水槽から第1貯水槽へ水を補給するための 設備

1. 1. 2. 2 敷地外水源から第1貯水槽へ水を補給するための 設備

2. 設計方針

2. 1 重大事故等への対処に必要なとなる水の供給設備

2. 1. 1 第1貯水槽を水源とした場合に用いる設備

2. 1. 2 第1貯水槽へ水を供給するための設備

2. 1. 2. 1 第2貯水槽から第1貯水槽へ水を供給するための 設備

2. 1. 2. 2 敷地外水源から第1貯水槽へ水を供給するための 設備

2. 2 多様性, 位置的分散

2. 3 悪影響防止

2. 4 個数及び容量等

2. 5 環境条件等

2. 6 操作性の確保

2. 7 試験・検査

3. 主要設備及び仕様

第 31. 1 表 重大事故等への対処に必要なとなる水の供給設備の主要設備の仕様

第 31. 1 図 重大事故等への対処に必要なとなる水の供給設備の系統概要図
(その 1) (大気中への放射性物質の拡散抑制への対処及び第 1 貯水槽へ水を補給の対処)

第 31. 2 図 重大事故等への対処に必要なとなる水の供給設備の系統概要図
(その 2) (航空機衝突による航空機燃料火災への対処)

2 章 補足説明資料

令和2年6月22日 R6

1章 基準適合性

規則への適合性

「加工施設の位置，構造及び設備の基準に関する規則」第三十一条では，以下の要求がされている。

(重大事故等への対処に必要となる水の供給設備)

第三十一条 プルトニウムを取り扱う加工施設には、重大事故等への対処に必要となる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、重大事故等への対処に必要となる十分な量の水を供給するために必要な設備を設けなければならない。

(解釈)

第31条に規定する「重大事故等への対処に必要となる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、重大事故等への対処に必要となる十分な量の水を供給するために必要な設備」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講じた設備をいう。

- 一 想定される重大事故等の収束までの間、十分な量の水を供給できると。
- 二 複数の代替水源（貯水槽、ダム、貯水池又は海等）が確保されていること。
- 三 各水源からの移送ルートが確保されていること。
- 四 代替水源からの移送ホース及びポンプを準備すること。

<適合のための設計方針>

重大事故等への対処に必要なとなる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、十分な量の水を供給できる重大事故等対処設備を設ける設計とする。

代替水源は、複数を確保する。

代替水源から水の供給ができる移送ホース及びポンプを配備し、代替水源からの水の移送ルートを確保する。

1. 概要

1. 1 重大事故等への対処に必要な水の供給設備

水供給設備は、重大事故等への対処に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、十分な量の水を供給できる重大事故等対処設備を設置及び保管する。

重大事故等への対処に必要な水の供給設備は、「第1貯水槽を水源とした場合に用いる設備」及び「第1貯水槽へ水を補給するための設備」で構成する。

1. 1. 1 第1貯水槽を水源とした場合に用いる設備

大気中への放射性物質の拡散を抑制するための対処に必要な水源として、水供給設備を設置する。また、水源からの移送ルート及び移送のために用いる設備については、「第30条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備」に記載する。

(1) 常設重大事故等対処設備

a. 水供給設備

- ・第1貯水槽

燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災へ対応するための対処に必要な水源として、水供給設備を設置する。また、水源からの移送ルート及び移送のために用いる設備については、「第30条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備」に記載する。

(1) 常設重大事故等対処設備

a. 水供給設備

- ・第1貯水槽

【補足説明資料1-2, 1-7】

1. 1. 2 第1貯水槽へ水を補給するための設備

大気中への放射性物質の拡散を抑制するための対処に必要となる水源である第1貯水槽へ水を補給するために、「第2貯水槽から第1貯水槽へ水を補給するための設備」及び「敷地外水源から第1貯水槽へ水を補給するための設備」で構成する。

1. 1. 2. 1 第2貯水槽から第1貯水槽へ水を補給するための設備
重大事故等への対処に水を使用する場合，第2貯水槽から第1貯水
槽へ水を補給するために，水供給設備及び補機駆動用燃料補給設備を
設置及び保管する。

(1) 常設重大事故等対処設備

a. 水供給設備

- ・第1貯水槽
- ・第2貯水槽

b. 補機駆動用燃料補給設備

- ・軽油貯槽（第32条 電源設備）

(2) 可搬型重大事故等対処設備

a. 水供給設備

- ・大型移送ポンプ車
- ・可搬型建屋外ホース
- ・ホース展張車
- ・運搬車

b. 補機駆動用燃料補給設備

- ・軽油用タンクローリ（第32条 電源設備）

c. 計装設備

- ・可搬型貯水槽水位計（ロープ式）
- ・可搬型貯水槽水位計（電波式）
- ・可搬型第1貯水槽給水流量計

【補足説明資料1-2， 1-7】

1. 1. 2. 2 敷地外水源から第1貯水槽へ水を補給するための設備
重大事故等への対処に水を使用する場合、敷地外水源から第1貯水
槽へ水を補給するために、水供給設備及び補機駆動用燃料補給設備を
設置及び保管する。

(1) 常設重大事故等対処設備

a. 水供給設備

・第1貯水槽

b. 補機駆動用燃料補給設備

・軽油貯槽（第32条 電源設備）

(2) 可搬型重大事故等対処設備

a. 水供給設備

・大型移送ポンプ車

・可搬型建屋外ホース

・ホース展張車

・運搬車

b. 補機駆動用燃料補給設備

・軽油用タンクローリ（第32条 電源設備）

c. 計装設備

・可搬型貯水槽水位計（ロープ式）

・可搬型貯水槽水位計（電波式）

・可搬型第1貯水槽給水流量計

【補足説明資料1-2, 1-7】

2. 設計方針

2. 1 重大事故等への対処に必要な水の供給設備

重大事故等への対処に必要な代替水源として、第1貯水槽及び第2貯水槽を新たに設置し、敷地外水源（尾駁沼及び二又川）を確保する。

重大事故等への対処に必要な十分な水を供給するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。

第1貯水槽及び第2貯水槽は、2分割構造の設計とする。

第1貯水槽及び第2貯水槽は、スロッシングの影響を考慮した設計とする。

大型移送ポンプ車は、直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。

なお、第2貯水槽を水源とした場合でも対処できる設計とする。

2. 1. 1 第1貯水槽を水源とした場合に用いる設備

想定する重大事故等時において、大気中への放射性物質の拡散を抑制するための設備の水源として、常設重大事故等対処設備の第1貯水槽を新たに設置する。

想定する重大事故等時において、燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災へ対応するための設備の水源として、常設重大事故等対処設備の第1貯水槽を新たに設置する。

第1貯水槽は「第30条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備」としても使用する。

第1貯水槽を水源とした場合に用いる設備の系統概要図を第31.1図及び第31.2図に示す。

主要な設備は以下のとおりとする。

- (1) 常設重大事故等対処設備
 - a. 水供給設備
 - ・第1貯水槽

【補足説明資料1-1, 1-2, 1-3, 1-10】

2. 1. 2 第1貯水槽へ水を供給するための設備

2. 1. 2. 1 第2貯水槽から第1貯水槽へ水を供給するための設備

「第30条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備」の対処に必要な水源である常設重大事故等対処設備の第1貯水槽へ水を補給するための設備として、常設重大事故等対処設備の第2貯水槽を新たに設置し、補給を行うための設備として、可搬型重大事故等対処設備の大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースを新たに配備する。

対処に必要な設備を運搬、設置するために、可搬型重大事故等対処設備のホース展張車及び運搬車を新たに配備する。

対処に必要な燃料を補給するために、常設重大事故等対処設備の軽油貯槽を新たに設置し、可搬型重大事故等対処設備の軽油用タンクローリを新たに配備する。

第1貯水槽への水の補給状態を確認するために、可搬型重大事故等対処設備の可搬型貯水槽水位計（ロープ式）、可搬型貯水槽水位計（電波式）及び可搬型第1貯水槽給水流量計を新たに配備する。

大型移送ポンプ車は、可搬型建屋外ホースと接続し、第2貯水槽の水を第1貯水槽へ補給できる設計とする。

ホース展張車及び運搬車は、可搬型建屋外ホースを運搬、設置及び敷設できる設計とする。

可搬型第1貯水槽給水流量計は、可搬型建屋外ホース内の流量を確認できる設計とする。

可搬型貯水槽水位計（ロープ式）、可搬型貯水槽水位計（電波式）

は第1貯水槽及び第2貯水槽の水位を確認できる設計とする。

大型移送ポンプ車、ホース展張車及び運搬車は軽油を燃料として使用する。大型移送ポンプ車、ホース展張車及び運搬車で使用する軽油は、軽油貯槽の近傍で補給できる設計とする。また、大型移送ポンプ車は、設置場所での給油を可能とするため、軽油用タンクローリにより移送できる設計とする。

第1貯水槽へ水を補給するための設備の系統概要図を第31.1図に示す。

主要な設備は、以下のとおりとする。

(1) 常設重大事故等対処設備

a. 水供給設備

- ・ 第1貯水槽
- ・ 第2貯水槽

b. 補機駆動用燃料補給設備

- ・ 軽油貯槽 (第32条 電源設備)

(2) 可搬型重大事故等対処設備

a. 水供給設備

- ・ 大型移送ポンプ車
- ・ 可搬型建屋外ホース
- ・ ホース展張車
- ・ 運搬車

b. 補機駆動用燃料補給設備

- ・ 軽油用タンクローリ (第32条 電源設備)

c. 計装設備

- 可搬型貯水槽水位計（ロープ式）
- 可搬型貯水槽水位計（電波式）
- 可搬型第1貯水槽給水流量計

2. 1. 2. 2 敷地外水源から第1貯水槽へ水を供給するための設備

「第30条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備」の対処に必要な水源である常設重大事故等対処設備の第1貯水槽へ水を補給するための設備として、可搬型重大事故等対処設備の大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースを新たに配備する。

対処に必要な設備を運搬、設置するために、可搬型重大事故等対処設備のホース展張車及び運搬車を新たに配備する。

対処に必要な燃料を補給するために、常設重大事故等対処設備の軽油貯槽を新たに設置し、可搬型重大事故等対処設備の軽油用タンクローリを新たに配備する。

第1貯水槽への水の補給状態を確認するために、可搬型重大事故等対処設備の可搬型貯水槽水位計（ロープ式）、可搬型貯水槽水位計（電波式）及び可搬型第1貯水槽給水流量計を新たに配備する。

大型移送ポンプ車は、可搬型建屋外ホースと接続し、敷地外水源（尾駁沼及び二又川）の水を第1貯水槽へ補給できる設計とする。

ホース展張車及び運搬車は、可搬型建屋外ホースを運搬、設置及び敷設できる設計とする。

可搬型第1貯水槽給水流量計は、可搬型建屋外ホース内の流量を確認できる設計とする。

可搬型貯水槽水位計（ロープ式）及び可搬型貯水槽水位計（電波式）は第1貯水槽の水位を確認できる設計とする。

大型移送ポンプ車，ホース展張車及び運搬車は軽油を燃料として使用する。大型移送ポンプ車，ホース展張車及び運搬車で使用する軽油は，軽油貯槽の近傍で補給できる設計とする。また，大型移送ポンプ車は，設置場所での給油を可能とするため，軽油用タンクローリにより移送できる設計とする。

主要な設備は，以下のとおりとする。

(1) 常設重大事故等対処設備

a. 水供給設備

- ・ 第1貯水槽

b. 補機駆動用燃料補給設備

- ・ 軽油貯槽 (第32条 電源設備)

(2) 可搬型重大事故等対処設備

a. 水供給設備

- ・ 大型移送ポンプ車
- ・ 可搬型建屋外ホース
- ・ ホース展張車
- ・ 運搬車

b. 補機駆動用燃料補給設備

- ・ 軽油用タンクローリ (第32条 電源設備)

c. 計装設備

- ・ 可搬型貯水槽水位計 (ロープ式)
- ・ 可搬型貯水槽水位計 (電波式)
- ・ 可搬型第1貯水槽給水流量計

2. 2 多様性, 位置的分散

基本方針については, 「第 27 条 重大事故等対処設備」の「2. 1 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等 (第二十七条第 1 項第六号, 第 2 項, 第 3 項第二号, 第四号, 第六号)」に示す。

(1) 水供給設備

a. 常設重大事故等対処設備

水供給設備の第 1 貯水槽及び第 2 貯水槽は, 互いに位置的分散を図る設計とする。

b. 可搬型重大事故等対処設備

水供給設備の大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースは, 故障時バックアップを含めて必要な数量を燃料加工建屋から 100m 以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る。

2. 3 悪影響防止

基本方針については、「第27条 重大事故等対処設備」の「2. 1 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等 (第二十七条第1項第六号, 第2項, 第3項第二号, 第四号, 第六号)」に示す。

(1) 水供給設備

a. 常設重大事故等対処設備

水供給設備の第1貯水槽及び第2貯水槽は, 他の設備から独立して単独で使用可能なことにより, 他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

b. 可搬型重大事故等対処設備

水供給設備の大型移送ポンプ車は, 回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

屋外に保管する水供給設備の大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースは, 竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

2. 4 個数及び容量等

基本方針については、「第 27 条 重大事故等対処設備」の「2. 2 個数及び個数及び容量等（第二十七条第 1 項第一号）」に示す。

(1) 水供給設備

a. 常設重大事故等対処設備

再処理施設と共用する水供給設備の第 1 貯水槽は、重大事故等への対処に必要な水を供給できる容量として約 20000m³（第 1 貯水槽 A 約 10000m³，第 1 貯水槽 B 約 10000m³）を有する設計とし，1 基を有する設計とする。

再処理施設と共用する水供給設備の第 2 貯水槽は，大量の水が必要となる重大事故等への対処を継続させるために水供給設備の第 1 貯水槽へ水を補給できる容量として約 20000m³（第 2 貯水槽 A 約 10000m³，第 2 貯水槽 B 約 10000m³）を有する設計とし，1 基を有する設計とする。

b. 可搬型重大事故等対処設備

再処理施設と共用する水供給設備の大型移送ポンプ車は，重大事故等への対処に必要な水を補給するために約 1800m³/h の送水流量を有する設計とするとともに，保有数は，必要数として 4 台，予備として故障時のバックアップを 4 台の合計 8 台以上を確保する。

保守点検による待機除外時バックアップについては，同型設備である「第 30 条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備」の放水設備の大型移送ポンプ車の保守点検による待機除外時バックアップと兼用する。

再処理施設と共用する水供給設備の可搬型建屋外ホースは、重大事故等への対処に必要な流路を確保するために必要数を確保することに加えて、予備として故障時バックアップを確保する。

2. 5 環境条件等

基本方針については、「第 27 条 重大事故等対処設備」の「2. 3 環境条件等（第二十七条第 1 項第二号，第七号，第 3 項第三号，第四号）」に示す。

(1) 水供給設備

a. 常設重大事故等対処設備

水供給設備の第 1 貯水槽及び第 2 貯水槽は，コンクリート構造とすることで汽水による腐食を考慮した設計とする。

地震を要因として発生した場合に対処に用いる水供給設備の第 1 貯水槽及び第 2 貯水槽は，「第 27 条 重大事故等対処設備」の「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。

水供給設備の第 1 貯水槽及び第 2 貯水槽は，外部からの衝撃による損傷を防止できる第 1 保管庫・貯水所及び第 2 保管庫・貯水所に設置し，風（台風）等により機能を損なわない設計とする。

b. 可搬型重大事故等対処設備

水供給設備の大型移送ポンプ車は，汽水の影響に対して耐腐食性材料を使用する設計とする。また，大型移送ポンプ車は，ストレーナを設置することにより直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。

屋外に保管する水供給設備の大型移送ポンプ車は，風（台風）及び竜巻に対して，風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し，当該設備の転倒防止，固縛等の措置を講じて保管する設計とする。

屋外に保管する水供給設備の可搬型建屋外ホースは、風（台風）及び竜巻に対して、風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し、収容するコンテナ等に対して転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。

地震を要因として発生した場合に対処に用いる水供給設備の大型移送ポンプは、「第27条 重大事故等対処設備」の「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。

水供給設備の大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースは、内部発生飛散物の影響を考慮し、外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計する。

屋外に保管する水供給設備の大型移送ポンプは、積雪及び火山の影響に対して、積雪に対しては除雪する手順を、火山の影響（降下火砕物による積載荷重）に対しては除灰する手順を整備する。

屋外に保管する水供給設備の可搬型建屋外ホースは、コンテナ等に収納して保管し、積雪及び火山の影響に対して、積雪に対しては除雪する手順を、火山の影響（降下火砕物による積載荷重）に対して除灰する手順を整備する。

水供給設備の大型移送ポンプ車は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない屋外で操作可能な設計とする。

2. 6 操作性の確保

基本方針については、「第 27 条 重大事故等対処設備」の「2. 4 操作性及び試験・検査性（第二十七条第 1 項第三号，第四号，第五号，第 3 項第一号，第五号）」に示す。

水供給設備の大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースは，コネクタ接続に統一することにより，現場での接続が可能な設計とする。

2. 7 試験・検査

基本方針については、「第 27 条 重大事故等対処設備」の「2. 4 操作性及び試験・検査性（第二十七条第 1 項第三号，第四号，第五号，第 3 項第一号，第五号）」に示す。

水供給設備の第 1 貯水槽及び第 2 貯水槽は，加工施設の運転中又は停止中に，水位を定期的に確認することができる設計とする。

水供給設備の大型移送ポンプ車は，加工施設の運転中又は停止中に外観点検，員数確認，性能確認，分解点検等が可能な設計とする。

水供給設備の大型移送ポンプ車は，車両として運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。

3. 主要設備及び仕様

重大事故等への対処に必要な水の供給設備の主要設備の仕様を第

31.1 表に示す。

【補足説明資料1－1】

第 31. 1 表 重大事故等への対処に必要なとなる水の供給設備の主要設備の
仕様

1. 重大事故等への対処に必要なとなる水の供給設備

1. 1 第 1 貯水槽を水源とした場合に用いる設備

(1) 常設重大事故等対処設備

a. 水供給設備

- ・第 1 貯水槽 (再処理施設と共用)

基 数 1 基

容 量 約 20000m³ (第 1 貯水槽 A 約 10000m³,
第 1 貯水槽 B 約 10000m³)

1. 2 第1貯水槽へ水を補給するための設備

1. 2. 1 第2貯水槽から第1貯水槽へ水を補給するための設備

(1) 常設重大事故等対処設備

a. 水供給設備

- ・第1貯水槽（再処理施設と共用）

基 数 1基

容 量 約20000m³（第1貯水槽A 約10000m³,
第1貯水槽B 約10000m³）

- ・第2貯水槽（再処理施設と共用）

基 数 1基

容 量 約20000m³（第2貯水槽A 約10000m³,
第2貯水槽B 約10000m³）

b. 補機駆動用燃料補給設備（第32条 電源設備）

(2) 可搬型重大事故等対処設備

a. 水供給設備

- ・大型移送ポンプ車（再処理施設と共用）

台 数 3台（予備として故障時及び待機除外時のバックア
ップ2台）

容 量 1800m³/h/台

- ・可搬型建屋外ホース（再処理施設と共用）

数 量 1式

- ・ホース展張車（再処理施設と共用）

台 数 9 台（予備として故障時及び待機除外時のバックアップを 5 台）

- ・運搬車（再処理施設と共用）

台 数 9 台（予備として故障時及び待機除外時のバックアップを 5 台）

b. 補機駆動用燃料補給設備（第 32 条 電源設備）

c. 計装設備（第 34 条 緊急時対策所）

1. 2. 2 敷地外水源から第1貯水槽へ水を補給するための設備

(1) 常設重大事故等対処設備

a. 水供給設備

・第1貯水槽

基 数 1基

容 量 約20000m³ (第1貯水槽A 約10000m³,
第1貯水槽B 約10000m³)

b. 補機駆動用燃料補給設備 (第32条 電源設備)

(2) 可搬型重大事故等対処設備

a. 水供給設備

・大型移送ポンプ車

台 数 9台 (予備として故障時及び待機除外時のバックアップ5台)

・可搬型建屋外ホース

数 量 1式

・ホース展張車 (再処理施設と共用)

台 数 9台 (予備として故障時及び待機除外時のバックアップを5台)

・運搬車 (再処理施設と共用)

台 数 9台 (予備として故障時及び待機除外時のバックアップを5台)

b. 補機駆動用燃料補給設備 (第32条 電源設備)

c. 計装設備 (第34条 緊急時対策所)

2 章 補足説明資料

MOX燃料加工施設 安全審査 整理資料 補足説明資料リスト
第31条: 重大事故等への対処に必要な水の供給設備

MOX燃料加工施設 安全審査 整理資料 補足説明資料				備考
資料No.	名称	提出日	Rev	
補足説明資料1-1	SA設備基準適合一覧表	6/22	3	
補足説明資料1-2	配置図	5/11	1	
補足説明資料1-3	系統図	5/11	1	
補足説明資料1-4	試験検査	6/22	2	
補足説明資料1-5	容量設定根拠	5/11	1	
補足説明資料1-6	接続図	4/20	0	
補足説明資料1-7	保管場所図	6/22	2	
補足説明資料1-8	アクセスルート図	5/11	1	
補足説明資料1-9	その他	5/11	2	
補足説明資料1-10	規則に対する適合性			
補足説明資料1-11	水源の考え方	5/11	1	

令和2年6月22日 R3

補足説明資料 1 - 1 (31条)

SA設備基準適合性 一覧表

27条適合性		31条 水供給 a. 常設重大事故等対処設備 (a)水供給設備 第1貯水槽	31条 水供給 a. 常設重大事故等対処設備 (a)水供給設備 第2貯水槽	31条 水供給 b. 可搬型重大事故等対処設備 (a)水供給設備 大型移送ポンプ車	31条 水供給 b. 可搬型重大事故等対処設備 (a)水供給設備 可搬型埋込外ホース(管路)	31条 水供給 b. 可搬型重大事故等対処設備 (a)水供給設備 ホース展開車	
第1項(共通)	第1号	個数	1基	1基	必要数1台(合計3台)	必要数 一式	必要数 4台(合計9台)
		容量	約10000×2m ³ /基	約10000×2m ³ /基	約1800m ³ /h/台	呼び径 300	-
	第2号	環境条件における健全性	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。
		自然現象	地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の前震設計」に基づく設計とする。自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の前震設計」に基づく設計とする。自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の前震設計」に基づく設計とする。自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の前震設計」に基づく設計とする。自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の前震設計」に基づく設計とする。自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。
		人為事象	対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。
		周辺機器からの悪影響	内部発生飛散物から防護する設計とする。火災に対しては第23条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	内部発生飛散物から防護する設計とする。火災に対しては第23条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	溢水量を考慮した位置への設置・保護、放水装置を行う設計とする。溢水に対しては手順(加工工程を確保)により対応する。火災に対しては第23条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	溢水量を考慮した位置への設置・保護、放水装置を行う設計とする。溢水に対しては手順(加工工程を確保)により対応する。火災に対しては第23条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	溢水量を考慮した位置への設置・保護、放水装置を行う設計とする。溢水に対しては手順(加工工程を確保)により対応する。火災に対しては第23条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。
	第3号	操作性	操作性	操作性	操作性	操作性	操作性
		操作内容	操作不要	操作不要	起動及び停止操作	弁操作	起動及び停止操作
	第4号	試験・検査	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。
	第5号	切り替え性(本来の用途以外の用途で使用する場合)	重大事故等への対処専用のため切り替えは考慮しない。	重大事故等への対処専用のため切り替えは考慮しない。	重大事故等への対処専用のため切り替えは考慮しない。	重大事故等への対処専用のため切り替えは考慮しない。	重大事故等への対処専用のため切り替えは考慮しない。
第6号	悪影響	他の設備から独立して使用可能な設計とすることで悪影響を与えない設計とする。	他の設備から独立して使用可能な設計とすることで悪影響を与えない設計とする。	他の設備から独立して使用可能な設計とすることで悪影響を与えない設計とする。	他の設備から独立して使用可能な設計とすることで悪影響を与えない設計とする。	他の設備から独立して使用可能な設計とすることで悪影響を与えない設計とする。	
	その他(飛散物)	地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の前震設計」に基づく設計とする。竜巻(風(台風)含む)に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。	地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の前震設計」に基づく設計とする。竜巻(風(台風)含む)に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。	地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の前震設計」に基づく設計とする。竜巻(風(台風)含む)に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。	地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の前震設計」に基づく設計とする。竜巻(風(台風)含む)に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。	地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の前震設計」に基づく設計とする。竜巻(風(台風)含む)に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。	
第7号	設置場所(放射線影響の防止)	線源からの距離を確保した場所に設置する。	線源からの距離を確保した場所に設置する。	線源からの距離を確保した場所に設置する。	線源からの距離を確保した場所に設置する。	線源からの距離を確保した場所に設置する。	
第2項(常設)	自然現象	地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の前震設計」に基づく設計とする。	地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の前震設計」に基づく設計とする。	地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の前震設計」に基づく設計とする。	地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の前震設計」に基づく設計とする。	地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の前震設計」に基づく設計とする。	
	人為事象	第27条第1項第2号の環境条件で整理する。	第27条第1項第2号の環境条件で整理する。	第27条第1項第2号の環境条件で整理する。	第27条第1項第2号の環境条件で整理する。	第27条第1項第2号の環境条件で整理する。	
	周辺機器からの悪影響	内部発生飛散物に対しては第27条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。竜巻(風(台風)含む)とならないよう第25条に基づく設計とする。	内部発生飛散物に対しては第27条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。竜巻(風(台風)含む)とならないよう第25条に基づく設計とする。	内部発生飛散物に対しては第27条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。竜巻(風(台風)含む)とならないよう第25条に基づく設計とする。	内部発生飛散物に対しては第27条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。竜巻(風(台風)含む)とならないよう第25条に基づく設計とする。	内部発生飛散物に対しては第27条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。竜巻(風(台風)含む)とならないよう第25条に基づく設計とする。	
第3項(可搬型)	第1号	常設との接続性		常設設備との接続はないため考慮しない。	常設設備との接続はないため考慮しない。	常設設備との接続はないため考慮しない。	
	第2号	異なる複数の接続口の確保(再処理施設の外から水を供給するもの)		常設設備との接続はないため考慮しない。	常設設備との接続はないため考慮しない。	常設設備との接続はないため考慮しない。	
	第3号	設置場所(放射線影響の防止)		線源からの距離を確保した場所に設置する。	線源からの距離を確保した場所に設置する。	線源からの距離を確保した場所に設置する。	
	第4号	保管場所		屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の距離を確保した外部保管エリアに保管する。	屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の距離を確保した外部保管エリアに保管する。	屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の距離を確保した外部保管エリアに保管する。	
	第5号	アクセスルート		影響を受けない場所に確保する。ホイールロードによる障害物の除去等により確保する。	影響を受けない場所に確保する。ホイールロードによる障害物の除去等により確保する。	影響を受けない場所に確保する。ホイールロードによる障害物の除去等により確保する。	
	第6号	共通要因故障防止		地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の前震設計」に基づく設計とする。多様性、位置的分散を図る設計基準設備等がない。	地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の前震設計」に基づく設計とする。多様性、位置的分散を図る設計基準設備等がない。	地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の前震設計」に基づく設計とする。多様性、位置的分散を図る設計基準設備等がない。	
	周辺機器からの悪影響		多様性、位置的分散を図る設計基準設備等がない。	多様性、位置的分散を図る設計基準設備等がない。	多様性、位置的分散を図る設計基準設備等がない。	多様性、位置的分散を図る設計基準設備等がない。	

		27条適合性		31条 水供給 b. 可搬型重大事故等対応設備 <u>(a)水供給設備</u> 運搬率
第1項 共通	第1号	個数		必要数 4台 (合計9台)
		容量		-
	第2号	環境条件における健全性	重大事故当時の環境条件 (温度、圧力、湿度、放射線)	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。
			自然現象	地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の前震設計」に基づく設計とする。自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。
			人為事象	対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。
	第3号	操作性	周辺機器からの悪影響	排水量を考慮した位置への設置、 <u>浸水、溢水対策を行う設計とする。</u> 排水に対しては手順 (加工工程を除外する) により対応する。 火災に対しては第23条に基づく設計又は「内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。
			操作環境	地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の前震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。
	第4号	試験・検査	操作内容	起動及び停止操作
				健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。
	第5号	切り替え性 (本来の用途以外の用途で使用する場合)		重大事故等への対応専用のため切り替えは考慮しない。
第6号	悪影響	系統設計	他の設備から独立して使用可能な設計とする。ことで悪影響を与えない設計とする。	
		その他 (飛散物)	地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の前震設計」に基づく設計とする。 竜巻 (風 (台風) 含む) に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。	
第7号	設置場所 (放射線影響の防止)		線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	
第2項 (常設)	共通要因故障防止	自然現象		
		人為事象		
		周辺機器からの悪影響		
第3項 (可搬型)	第1号	常設との接続性		常設設備との接続はないため考慮しない。
	第2号	異なる複数の接続口の確保 (再処理施設の外から水等を供給するもの)		常設設備との接続はないため考慮しない。
	第3号	設置場所 (放射線影響の防止)		線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。
	第4号	保管場所		屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準率等に対するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。
	第5号	アクセスルート		影響を受けない場所に確保する。ホールドバックによる障害物の除去等により確保する。
	第6号	共通要因故障防止	自然現象	地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の前震設計」に基づく設計とする。 多様性、位置的分散を図る設計基準設備等がない。
人為事象			多様性、位置的分散を図る設計基準設備等がない。	
周辺機器からの悪影響			排水 (検視) 防護、溢水高さを考慮して保管する。 火災に対しては「内部火災に対する防護方針」に基づく火災防護を行う。 多様性、位置的分散を図る設計基準設備等がない。	

令和2年6月22日 R2

補足説明資料 1－4 (31条)

1. 常設重大事故等対処設備

(1) 第1貯水槽の試験検査

・第1貯水槽

加工施設の状態	項目	内容
運転中又は停止中	パラメータ確認	パラメータ（水位）を確認する。

(2) 第2貯水槽の試験検査

・第2貯水槽

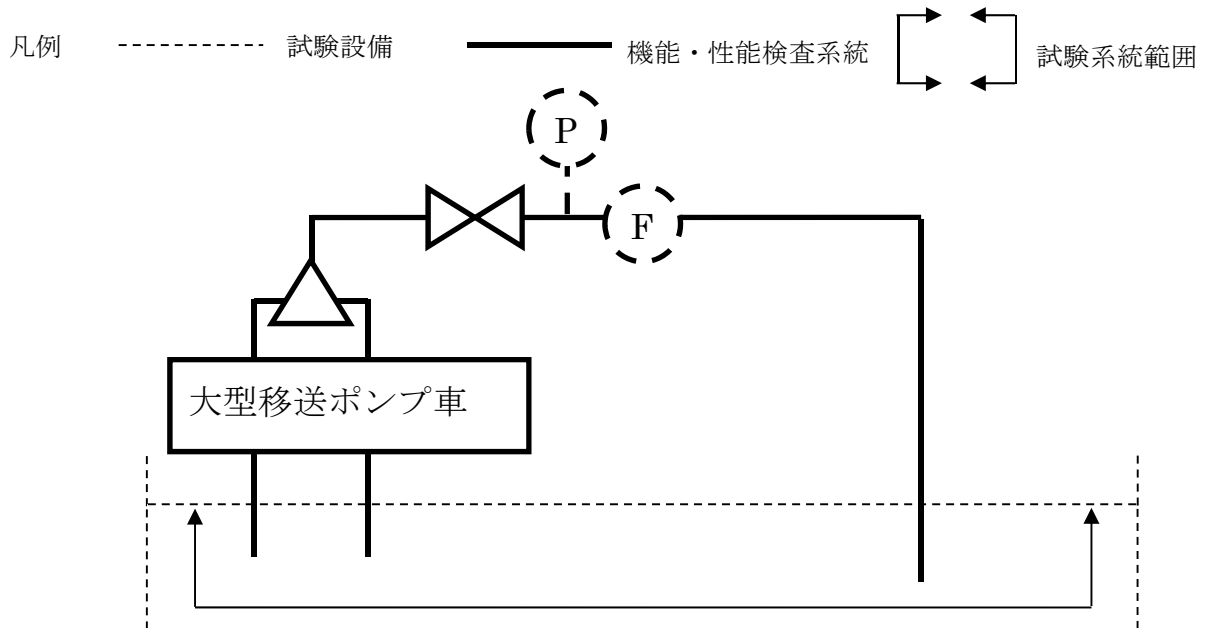
加工施設の状態	項目	内容
運転中又は停止中	パラメータ確認	パラメータ（水位）を確認する。

2. 可搬型重大事故等対処設備

(1) 大型移送ポンプ車の試験検査

・大型移送ポンプ車

加工施設の状態	項目	内容
運転中又は 停止中	分解点検 外観点検	分解して状態確認後，消耗品を交換する。組み立て後，異常なく動作することを確認する。 外観上，異常が無いことを確認する。
	車両検査	車両について，走行できることを確認する。
	機能・性能試験	大型移送ポンプ車の試験システムを構成するポンプ及びホースに漏えいがないことを確認する。 ポンプ運転性能を送水流量及び圧力により確認する。



図は第1貯水槽を使用した大型移送ポンプ車の機能・性能検査系統を示す。
機能・性能検査は，大型移送ポンプ車を第1貯水槽の近傍に設置し，ホース等により仮設の試験設備を構成し，第1貯水槽を水源とした循環運転によりポンプの運転性能，系統の漏えい確認を実施する。
仮設の試験設備であるため，第1貯水槽以外の水源でも試験可能である。

図1 大型移送ポンプ車（泡混合器搭載）の試験系統図

(2) 可搬型建屋外ホースの試験検査

- ・可搬型建屋外ホース（建屋外ホース, 接続金具）

加工施設の状態	項目	内容
運転中又は停止中	外観点検	外観上, 異常が無いことを確認する。

(3) ホース展張車の試験検査

- ・ホース展張車

加工施設の状態	項目	内容
運転中又は停止中	分解点検 外観点検	分解して状態確認後, 消耗品を交換する。組み立て後, 異常なく動作することを確認する。 外観上, 異常が無いことを確認する。
	車両検査	車両について, 走行できることを確認する。
	機能・性能試験	艀装部が適切に動作することを確認する。

(4) 運搬車の試験検査

- ・運搬車

加工施設の状態	項目	内容
運転中又は停止中	分解点検 外観点検	分解して状態確認後, 消耗品を交換する。組み立て後, 異常なく動作することを確認する。 外観上, 異常が無いことを確認する。
	車両検査	車両について, 走行できることを確認する。
	機能・性能試験	艀装部が適切に動作することを確認する。

令和2年6月22日 R2

補足説明資料 1－7 (31条)

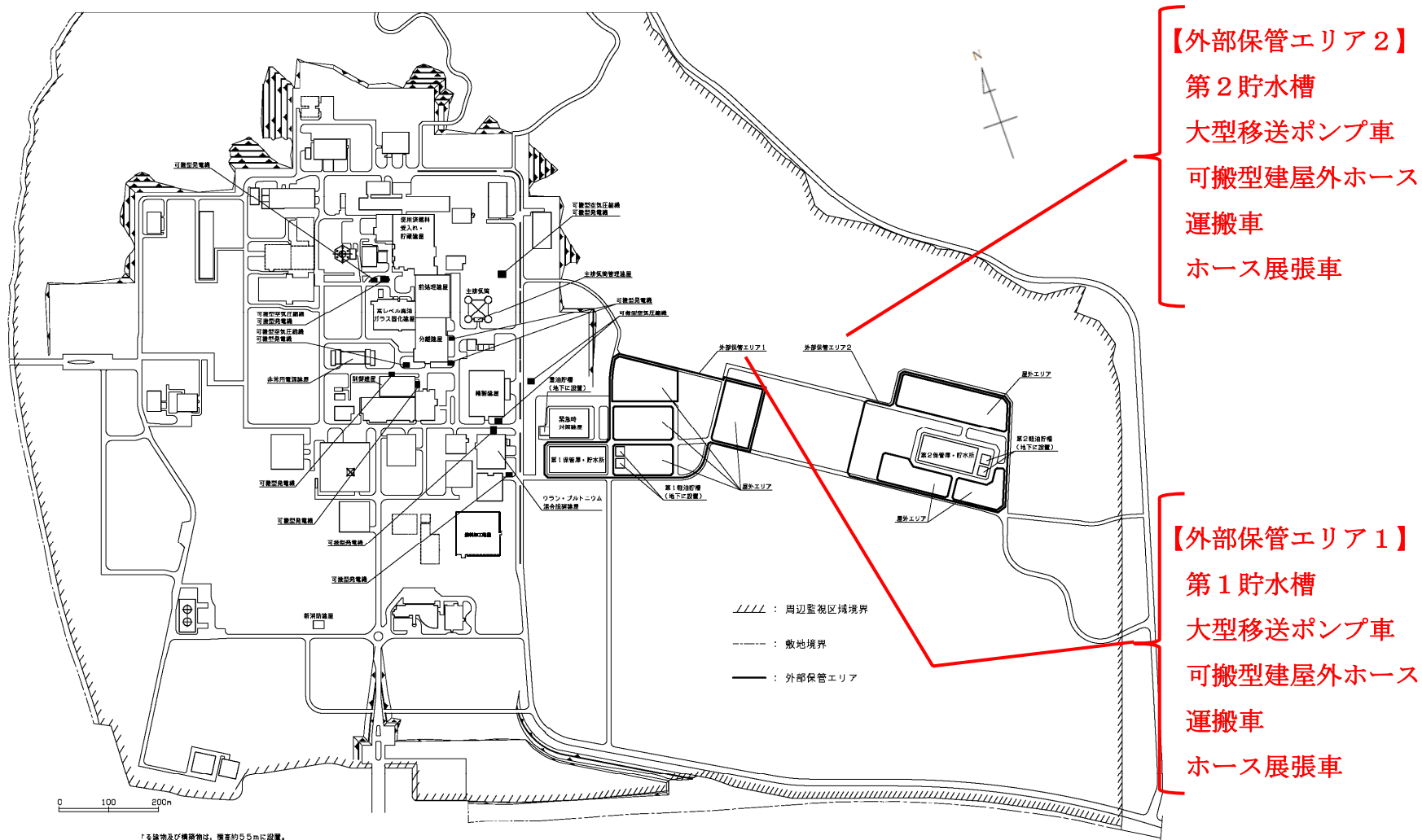


図1 保管場所図